

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年5月8日)

開催日及び場所			令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）農産局第 3 会議室	
委員			中嶋寿康（公認会計士） 大田裕章（弁護士） 藤原 敏（法人参与）	
審議対象期間			令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 1 2 月 3 1 日	
審議対象案件			113 件 うち、 1 者応札案件 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 4 件 (抽出率4%) (抽出率80%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 － %)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	5 件 うち、 1 者応札案件 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	0 件	
		随意契約（企画競争・公募）	0 件	
		随意契約（その他）	0 件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]			[	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第61回 令和6年3月15日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 令和5年産政府備蓄米買入契約（一般競争契約）【整理番号6】 （業務概要） ○1月に第1回、2月に第2回と入札を行うときには秋の収穫を見越してということか。 ○不作になると引き渡しの契約数量が足りなくなることは生じるのか。	○国は不測の事態に備えて、政府備蓄米の適正な備蓄水準を100万トン程度で運用し、主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上げ備蓄を実施しており、毎年約20万トンの米穀を備蓄米として購入している。令和5年産の買入予定数量は20万8,000トンとして、米が収穫される前の令和5年1月から6月にかけて計7回実施した。 ○そのとおり。 ○不作になると、契約数量を引き渡せない場合があるので、入札仕様書で、契約数量の5%まではアローアンスを取っている。そこまでの引渡しなら契約を履行したとみなすとしている。 また、地震や災害があった時の調整もある。
2 令和5年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務契約（一般競争契約）【整理番号26】 （業務概要）	○海上輸送中の米穀がどのような環境条件に置かれているかを把握し、一般MA米の品質管理に資することを目的とし、輸入本船の温湿度データを取得する業務となっている。 当該調達は、予算額から想定する予定価格の範囲は、Cランクの業者が適当となるが、穀物に係る輸入業者や検査業者の多くはAランク又はBランクであることから、応札者数を増やし、より競争性を確保するため、AからCを資格ランクの対象にしている。

○令和5年度はタイからの7船のみで、オーストラリアを対象としなかった理由はなにか。	一般競争入札に付したところ、応札者数は1者であった。 ○令和5年度のオーストラリア産米の本船は、冷蔵船であったため本事業の対象としなかった。
3 令和5年度ベトナム産米の分析用試料採取及び生産段階での農薬等の使用・管理に関する情報収集業務請負契約（一般競争契約） 【整理番号 93】 （業務概要） ○残留農薬が検出される原因は分かってきたのか。	○我が国は国家貿易で、いわゆるミニマム・アクセス米を毎年輸入している。主な輸入先国は現在アメリカ、タイ及び中国などとなっており、本事業の対象となっているベトナムについては、世界的な輸出国ではあるが、過去、我が国向けのベトナム産米において、我が国の残留農薬基準を超過する濃度の農薬検出があったため、近年はベトナムから日本へのミニマム・アクセス米は輸入されていない。 一方、平成30年10月に交わされた、我が国農林水産大臣とベトナムの農業農村開発大臣間で署名を行った米のバリューチェーンの発展に関する協力覚書に基づき、現在、ベトナム産米に係る安全性向上のための協力を行っている。その一環として本事業は、ベトナム側から我が国に試料等の収集が可能な生産者を紹介してもらい、当該生産者から試料を採取、梱包した上で分析機関に送付するとともに、当該試料に係る農薬等の使用履歴に関する情報を収集する事業である。 ○原因究明のため、令和5年度はベトナム側と相談の上、生産者及び当該生産者の圃場を特定し、米のサンプルを採取して残留農薬などの分析を実施することとした。 なお、協力覚書に基づく事業としては今回令和5年度が最後となる。

○6 生産者を対象とした調査になっているが、どの地域の生産者を選んでいるのか。	○ベトナムはメコンデルタと呼ばれる南部の方が大生産地であるが、当該地域内から生産者を選んでもらうようベトナム側に指定し、さらに、同地域内で分散するよう、こちらで6者を選定した。
4 小麦中の麦角アルカロイド分析法室間共同試験のための試料調製・配布業務請負契約（一般競争契約）【整理番号 95】 (業務概要) ○1 者入札を回避するための手段として何か考えているのか。	○本事業は、天然毒素の一つであるカビ毒のうち、成育中の小麦や大麦に、麦角菌というカビが汚染して形成される麦角粒に産生するカビ毒である麦角アルカロイドに係る分析法の室間共同試験※に用いる試料の調製・配布を実施する業務である。 一般競争入札に付したところ、応札者数は1者であった。 ※複数の分析機関が、均質性が確認され安定な同一の分析用試料から小分けされた試料を、文書化された同一の分析法を用いて1回又は複数回定量し、その分析値から分析法の性能を評価する試験。 ○麦角アルカロイドは、まだ国内基準値自体が設定されていないことから、分析の調査事例が国内では少なく、知見を持った分析者が少ないと思われる。 また、高額な試薬や機器をそろえている分析機関が限られていることも考えられ、試薬等を備えている分析機関は応札しやすいが、それ以外の分析機関は、本事業以外で当該試薬等の使用見込みが無い限り、応札を躊躇したのではないかと考えているところ。
5 政府所有米麦情報管理システムのソフトウェア等のバージョンアップ業務（一般競争契約）【整理番号 113】 (業務概要)	○政府所有米麦情報管理システムは政府所有米麦の売買等業務に資する業務システムとして、現行システムは平成31年度から運用して

○入札をすれば何者か応じてくれるはずだというイメージか。	いる。本件はこのシステムに搭載されているソフトウェア等のバージョンアップを行うことで、今後も本システムを安定的に運用することを目的としている。 調達是一般競争入札（総合評価落札方式）を行い、予め選定した技術審査委員により予定価格も含めて技術点等を総合評価し、落札者を決定したところである。なお、今回の応札者数は１者であった。 ○今回のバージョンアップ業務については結果的に１者入札だったが、システムの全体構成図やネットワーク構成図等については仕様書に記載されており、特定事業者に偏重した調達仕様ではない。 よって、広くこの仕様書に基づいた形で事業者の応札は可能だと思う。
-------------------------------------	---

（注）予定価格が類推される内容は除いています。